

定 款

株式会社 ソラスト

株式会社 ソラスト

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条

当社は株式会社ソラストと称する。

英文ではSolasto Corporationと表示する。

(目 的)

第 2 条

当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 労働者派遣に係わる事業
2. 保険医療機関等から委託された医事関連業務に係わる事業
3. 保険医療機関等から委託された医療経営に係わるコンサルティング事業
4. 保険医療機関等から委託されたその他業務に係わる事業
5. 医薬品、治療用器材、検査用器材、治療材料、医療用品および衛生用品の販売
6. 医療機器および介護用品の斡旋、販売およびリースに係わる事業
7. 人材育成のための教育事業
8. 書籍・教育図書・教育 WEB コンテンツの制作およびその販売
9. 各種医療事務機器の斡旋およびその販売
10. 有料職業紹介に係わる事業
11. 老人ホーム事業および老人福祉法に基づく軽費老人ホーム事業
12. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業、居宅サービス事業および地域密着型サービス事業
13. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業および地域密着型介護予防サービス事業
14. 介護保険法適用外での居宅サービス事業
15. 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく障害福祉サービス事業、一般・特定相談支援事業および地域生活支援事業、並びに児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
16. 保育所、こども園、学童施設、託児所、子育て広場等、子育て支援施設の運営および運営支援に係わる事業
17. 宣伝・広告代理業務に係わる事業
18. 保険医療機関等の企画・設計・経営に係わる事業
19. 不動産の賃貸に係わる事業

- 20. 損害保険代理業および生命保険の募集に係わる事業
- 21. インターネットを介した各種情報、ソフトウェアサービスの提供に係わる事業
- 22. 国内外におけるソフトウェアの開発、販売、コンサルティング、システムインテグレーションに係わる事業
- 23. 健康保険法に基づく訪問看護事業
- 24. 高齢者専用賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅・サービス付き高齢者向け住宅の設置、運営、管理に係わる事業
- 25. 鍼灸、按摩、マッサージおよび指圧施術所の経営ならびに出張による鍼灸、按摩、マッサージおよび指圧サービスの提供に係わる事業
- 26. 介護保険法に基づく地域支援事業
- 27. 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業・第1号通所事業）
- 28. 介護事業等の運営・研修に係わるコンサルティング事業
- 29. 古物営業法に基づく古物商に係わる事業
- 30. 労務および経理等の事務代行業
- 31. 前各号に附帯または関連する一切の事業

（本店の所在地）

第 3 条 当社は本店を東京都港区に置く。

（公告の方法）

第 4 条 当社の公告は、電子公告によって行う。

- ② やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

（発行可能株式総数）

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、168株とする。

（発行可能種類株式総数および発行する各種類の株式の内容）

第 6 条 当社の発行可能種類株式総数は、普通株式167株、甲種種類株式1株とする。

- ② 当社が発行する甲種種類株式の内容については、別紙のとおりとする。

（株券の発行）

第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。

(株式の譲渡制限)

- 第 8 条 当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する。ただし、当会社の株式に係る担保権の実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却または代物弁済による実行を含む。）に伴う、担保権者若しくはその子会社・関連会社または担保権者の指定する第三者に対する譲渡による株式の取得については、当会社の承認があったものとみなす。

(株主名簿管理人)

- 第 9 条 当会社は株主名簿管理人を置く。
- ② 当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

- 第 10 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主提案権その他の株主権の行使手続に関しては、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

- 第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

- 第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。
- ② 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、代理人によってその議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(種類株主総会)

第 16 条 第12条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について準用する。

- ② 第11条、第13条及び第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

- ③ 第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。

(種類株主総会の決議)

第 17 条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第322条第1項に定める種類株主総会の決議を要しない。但し、同項第1号に規定する定款の変更（単元株式数についてのものを除く。）を行う場合にはこの限りでない。

- ② 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第199条第4項、第200条第4項、第238条第4項及び第239条第4項に定める種類株主総会の決議を要しない。

第 4 章 取締役、取締役会および執行役員

(取締役会の設置)

第 18 条 当社は取締役会を置く。

(員数)

第 19 条 当社の取締役は10名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名および取締役会長1名を選定することができる。また、取締役社長を置かないときは、取締役会はその決議により、執行役員の中から社長執行役員1名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、その決議をもってあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。

- ② 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(執行役員)

第 29 条 当社は、取締役会の決議によって、執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。

第 5 章 監 査 役

(監査役の設置)

第 30 条 当社は監査役を置く。

(員数)

第 31 条 当社の監査役は 5 名以内とする。

(選任方法)

第 32 条 監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 当社は、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。補欠監査役の選任決議の定足数は、前項を準用する。

④ 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。

(任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

③ 前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第 34 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 35 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 36 条 当社は会計監査人を置く。

(選任)

第 37 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役（監査役が2人以上ある場合はその過半数）の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 41 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日を基準日として期末配当をすることができる。

② 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 42 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

1 議決権

甲種種類株式を有する株主（以下、「甲種種類株主」という。）は、株主総会において議決権を有しない。

2 剰余金の配当

当会社は、剰余金の配当を行う場合、甲種種類株主又は甲種種類株式の登録株式質権者（甲種種類株主と併せて、以下、「甲種種類株主等」という。）に対し、甲種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの剰余金の配当額に、その時点における甲種換算比率を乗じた額（除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の配当を、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）若しくは普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて、以下、「普通株主等」という。）と同順位にて行う。なお、甲種種類株式1株当たりの剰余金の配当額に各甲種種類株主等が権利を有する甲種種類株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

「甲種換算比率」は、当初、15,000,000,000を2,372,660,460で除して得た数とする。ただし、当会社が普通株式につき株式の分割又は併合を行う場合は、次の算式により甲種換算比率を調整するものとする。

調整後甲種換算比率＝調整前甲種換算比率÷分割・併合の比率

また、当会社が、普通株式の無償割当てをする場合、当会社の組織再編に伴い甲種換算比率の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて甲種換算比率の調整を必要とする場合には、当会社は必要かつ合理的な範囲で甲種換算比率の調整を行うものとする。

3 残余財産の分配

当会社は、残余財産の分配を行う場合、甲種種類株主等に対し、甲種種類株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産の分配額に、その時点における甲種換算比率を乗じた額（除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。）の残余財産の分配を、普通株主等と同順位にて行う。なお、甲種種類株式1株当たりの残余財産の分配額に各甲種種類株主等が権利を有する甲種種類株式の数に乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(改 正)

1	1 9 8 8 年 9 月 2 9 日
2	1 9 8 9 年 5 月 9 日
3	1 9 8 9 年 6 月 2 9 日
4	1 9 9 0 年 6 月 2 8 日
5	1 9 9 1 年 6 月 2 6 日
6	1 9 9 3 年 6 月 2 9 日
7	1 9 9 4 年 6 月 2 9 日
8	1 9 9 5 年 6 月 2 9 日
9	1 9 9 6 年 6 月 2 7 日
10	1 9 9 8 年 6 月 2 6 日
11	1 9 9 9 年 6 月 2 9 日
12	2 0 0 0 年 6 月 2 9 日
13	2 0 0 2 年 6 月 2 7 日
14	2 0 0 3 年 6 月 2 7 日
15	2 0 0 4 年 6 月 2 5 日
16	2 0 0 6 年 6 月 2 9 日
17	2 0 0 7 年 6 月 2 8 日
18	2 0 0 8 年 4 月 1 日
19	2 0 0 8 年 6 月 2 7 日
20	2 0 0 9 年 6 月 2 5 日
21	2 0 1 0 年 6 月 2 5 日
22	2 0 1 2 年 1 月 1 1 日
23	2 0 1 2 年 2 月 1 3 日
24	2 0 1 2 年 2 月 1 6 日
25	2 0 1 2 年 4 月 2 1 日
26	2 0 1 2 年 5 月 3 1 日
27	2 0 1 2 年 7 月 2 4 日
28	2 0 1 2 年 1 0 月 1 日
29	2 0 1 3 年 2 月 1 日
30	2 0 1 3 年 4 月 1 日
31	2 0 1 3 年 1 1 月 2 5 日
32	2 0 1 5 年 2 月 2 4 日
33	2 0 1 5 年 6 月 3 0 日
34	2 0 1 5 年 1 2 月 1 0 日
35	2 0 1 6 年 1 月 2 6 日
36	2 0 1 7 年 6 月 2 9 日
37	2 0 1 8 年 7 月 1 日
38	2 0 2 1 年 6 月 2 8 日

39	2022年 6月27日
40	2023年 3月 1日
41	2024年 6月26日
42	2026年 8月10日
43	2026年 8月21日